

四万十町大正生活支援住宅条例の一部改正(案)について

【四万十町大正生活支援住宅とは】

平成17年、合併前の旧大正町は、大正田野々地区に「大正生活支援住宅青空」を竣成しました。

国民年金受給者でも入居できる利用料金を意識した高齢者向け住宅になっており、自宅での生活が困難にはなったものの、身の回りのことは概ね自分でできる自立した方が入居対象となっています。

現在はしまんと町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っており、三食の食事や日中夜間の見守りがサービス提供されています。

【課題】

現在の条例は10年以上前に改正されたものです。**昨今の人件費、光熱費、物価の高騰や人口減少に比例した働き手の減少などにより現在の利用料金や、何よりサービス提供を維持することが困難**となっています。住宅の管理運営を継続するためには、これらの課題を見直す必要があります。

【条例改正案(一部抜粋)】

条例を一部改正するにあたり、町民の皆さまに注目し、ご一考いただきたい箇所は次の2点です。

①サービス(支援)内容について

現行	改正(案)
(サービスの内容) 第9条 支援住宅で提供できるサービスの内容は、次に掲げるとおりとする。 (1)食事のサービス (2)共有スペース、風呂及びトイレの清掃	(支援の内容) 第9条 支援住宅で 行う支援 の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1)配食サービスの利用に関する調整等 (2)共有設備の管理及び清掃 (3)入居生活に関する相談受付及び夜間等緊急時の対応

◆改正理由

食事は朝昼夕の三食を調理して提供していますが、食材費は日額約800円です。特別養護老人ホーム等を例に挙げると日額1,445円ですので、昨今の物価高騰の余波を受けております。

また、調理にあたる職員についても働き手の減少により応募のない状況で、**食事提供は今年度限り**となります。これに代わる支援として、希望者には配食サービス利用の調整を行います。もちろん、自己負担で店舗購入することも、共同調理場で自炊していただくことも可能です。

緊急時の対応については現行も行っていますが、条例に記載されていなかったため追加します。

②利用料金について

現行	改正(案)
(利用料金) 第 10 条 第7条に規定する入所の許可を受けた者(以下「入所者」という。)は、次に掲げる利用料金を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で入所又は退所する場合は、日割計算による。 (1)入所利用料金 1か月 61,100 円 (2)ショートステイ 1日 2,050 円	(利用料金) 第10条 第11条の規定による入居の承認を受けた者は、利用料金として月 34,000 円(ショートステイにあっては、日額 1,133 円)を指定管理者に納めなければならない。 2 月の途中で入居又は退去する場合の月額利用料金は、日割計算するものとする。

◆改正理由

①のサービス(支援)の変更に伴い現行の調理行為が不要となるため、それに係る食材費、人件費、水道光熱費の減額などを鑑みて、利用料金を改定します。これにより月額利用料金は減額されます。[【資料A・青空利用者のしおり\(案\) 参照】](#)

食事代については、ご本人の負担になります。しかし、食事をすべて配食サービスにした場合でも、利用料含めて1か月の費用はおおよそ 65,000 円の試算です。この金額は、令和7年度の国民年金の受け取り額の範囲に収まるよう考えています。

四万十町金上野地区には類似住宅である高齢者安心生活支援住宅がありますが、こちらは居室使用料25,000円＋共益費5,000円＋電気代自己負担＋食費自己負担となっています。[【資料B・利用料比較表 参照】](#)

【今後の予定】

令和7年12月議会に諮り**可決した場合、本条例の施行日は令和8年4月1日**となります。

